

令和元年10月1日から

年金生活者支援給付金制度が始まります!

<年金生活者支援給付金制度>

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。

対象となる人

① 老齢基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上である。
- ・世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である。

② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円※」以下である。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。

請求手続き

■2019年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給している人

対象となる人には、**2019年9月頃**に日本年金機構から給付金請求手続きに必要な書類が送られます。書類が届きましたら、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に、氏名などを記入の上、返送してください。※請求手続きに必要な書類の中に給付見込額が記載されております。

■2019年4月2日以降に老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める人

年金の請求手続きと併せて給付金の請求手続きを行ってください。

●問合せ うきは市役所 市民生活課 国保・年金係 TEL75-4973



プレミアム付 「うきは市買い物券」販売

うきは市商工会では、10月に予定されている消費税率引き上げの影響を緩和すると共に、地域内消費の喚起と地域経済活性化のため、プレミアム付うきは市買い物券を下記の通り販売します。

- ◆販売額2億5,000万円
 - ◆プレミアム率12% (1冊10,000円で11,200円分)
 - ◆使用期限 令和元年10月1日～令和2年2月29日 (5ヶ月間) 期限後は利用不可
 - ◆申込期間 ～9/10《事前予約制による販売です》
 - ◆事前予約後、引換期間内に所定の会場で本人確認の上、現金と引換えします。
 - ◆申込みが多数の場合は抽選し、少なかった場合は、引換日以降に販売します。
 - ◆詳しくは商工会へお尋ね頂くか、新聞折込チラシ、商工会ホームページを参照下さい。
- アドレス <http://ukiha-sho.com/>
- 問合せ
商工会本所TEL77-2239 支所TEL75-3069



一日森林セラピー ～長岩公園を歩こう～

9月22日(日) 9時～14時予定

四季の舎ながいわ駐車場 9時集合

- ・参加料：2,000円(昼食はついていません)
※弁当希望の方はプラス1,000円に対応可
- ・持参品：昼食、飲み物、タオル、雨具
- ・服装：長袖、長ズボン(虫刺されや草まけ予防)
履き慣れた靴

●予約方法

1週間前までに、下記の申し込み先までご予約をお願いします。

うきは市癒しの旅先案内人協会

☎080-2714-6065



※キャンセルについては、実施3日前の17時までに必ずご連絡をお願いします。キャンセルが遅くなるとキャンセル料が発生しますのでご了承ください。
※うきは市ホームページもご覧ください。